

江戸初期の漢詩作法書と詩学をめぐつて

―『詩学草集』『童蒙詩式』を中心に―

劉 欣佳

一、はじめに

中世の五山文学盛んなりし頃、宋末・魏慶之の『詩人玉屑』と撰者未詳、元代成書の『詩法源流』が五山版に翻刻されたことから知られるように、中国宋元の詩論は五山僧の間で作詩の教本としてすでに確たる地位を築いていた。江戸時代に入ると、漢詩創作の担い手に大きな変化が生まれ、商業出版が軌道に乗り始めた関係で、室町時代とは相異なる新たな詩学関連の書籍が出版されるようになった。新興の板元たちは、まずは舶来された唐本と朝鮮本の和刻を中心に詩学書を出版し始めるが、寛文年間（一六六一～一六七二）になると、日本人の手になる出自未詳の詩作法書二種が出版される。寛文九年（一六六九）刊『詩学草集』と寛文年間刊⁽¹⁾『童蒙詩式』がそれである。両書はともに漢文を用いて詩の基本的な作法を説明し平仄図を記載する一冊本で、明らかに初学者向けに詩の作法を説明したもので

ある。

上野洋三氏は、江戸初期の漢詩作法書を網羅的に調査し、その統計結果に基づき、寛文以前の漢詩作法書は極めて乏しく、延宝後半に至って急増する、という傾向を指摘している。『詩学草集』についても、「多少心得のある人の反省材料のごときもの⁽²⁾」と推断しているが、根拠が明確に示されているわけではなく、なお検討の余地を残している。

伊藤善隆氏は、『童蒙詩式』本文の分析と書誌学的考察を行い、この書が明・梁橋の『水川詩式』と明・徐師曾『詩体明辨』の焼き直しであると結論しているが、本書の撰者「春洞」については未詳とし、内容の特質についてもなお検討の必要がある。

近世漢詩作法書の先頭に立つ『詩学草集』と『童蒙詩式』二書は、利用者の立場に立つと、後に続く類似書と比べ、様々な点で未成熟で不徹底な点が目立つが、それらの欠点をも含め、寛文期の漢詩創作に

おける参考書類の資料環境を窺い知る恰好の資料であることに違いない。そこで、本稿では、二書を対象として形式・内容上の特質を抽出し、その文学史的な背景と時代的特徴について、分析を試みたい。

二、『詩学草集』考

『詩学草集』(以下、『草集』と略称)には、「松井七良右衛門」と「前川勘右衛門」と記された二種の刊記(板元名)のあることがすでに知られているが、それを除く全てが同板である。お茶の水女子大学図書館蔵の松井七良右衛門本と、堀川貴司氏蔵の前川勘右衛門本を調査したところ、前者の刊記は書体に統一感があるが、後者の刊記は「前川勘」の三字と「右衛門」三字の書体が明らかに異なっている。また、「前川勘右」四字と「衛門板開」の墨付きの具合も違うことから、松井七良右衛門が開板し、前川勘右衛門が版木を受け継ぎ板元名を改めたうえで増刷したものと推測される。

版本の書誌データを記せば、縦長の半紙本一冊(前川本は26・5cm×15・5cm、松井本は26cm×15・5cm)、朝鮮綴。十九丁(第十一丁は飛び丁で「十一ノ十二」となる)。半葉六行十三字、四周单边無界、白口四黒魚尾(上下二は花魚尾)、板心の上に「詩学」と題し、下に丁数を記す。編著者名が記されず、序の落款には「西飛華書」とある。刊記には「寛文巳^マ西曆三月吉日」とあるので、序の「西飛華」は寛文巳西九年(一六六九)、桜が散り始める桜端の候を表す雅語であろう。

(1)『作文大体』の利用

今回の調査により、『草集』の本文が、平安中期から伝承された詩学書『作文大体』(以下、『大体』と略称)とよく似ていることに気がついた。まず両者の序(前半)の表現が酷似している。

○『草集』序……夫学問之道者、学詩学文以為先。若徒誦書而不学詩賦、則更費言語、何有益矣。参詩如参禪、誠吟風月、味其理、則莫不同様。

夫れ学問の道、詩を学び文を学ぶを以て先と為す。若し徒だ書を誦するのみにして詩賦を学ばざれば、則ち更に言語を費やすも何ぞ益有らんや。詩に参ずるは禪に参ずるが如く、誠に風月を吟じ、其の理を味はふは、則ち禪に同じからざるは莫し

○『大体』序(大江朝綱)⁴⁾……夫学問之道、作文為先。若只誦經書不習詩賦、則所謂書厨子、而如無益矣。辨四声、詳其義、嘲風月、味其理、莫不起自此焉。

夫れ学問の道、作文を先と為す。若し只だ經書を誦するのみにして詩賦を習はざれば、則ちいはゆる書厨子なりて益無きが如し。四声を弁じ、其の義を詳らかにし、風月を嘲り、其の理を味はふは、此より起らざるは莫し(『群書類従』本『大体』序)⁵⁾ 両者を比較してみると、『草集』の序では『大体』の序文にある「作文」を「学詩学文」に作り、「所謂書厨子」を「更費言語」に作り、「辨四声、詳其義」を「参詩如参禪」に作る異同が見られるが、他の異同はいずれも微細な範囲に止まり、文の構成はほぼ同じである。

よって、『草集』の序文（前半）が『大体』の序を構成もほぼそのままに踏襲したことが明らかである。

『大体』は平安中期に成立した作詩の入門書であり、伝本の系統に關しては、小沢正夫氏「『作文大体』の基礎的研究」によって多くが解明されている。小沢氏によれば、本書は最初、貴族の間に伝抄されて流布したが、漸次僧侶の間にも浸透し、室町末期頃までに増補改編が何回も繰り返され、江戸時代に入ると、少なくとも三種類の版本が存在した、という。⁽⁶⁾

『草集』各章の配列を『大体』と比較してみると、全体的に前者が後者を踏襲したと言える。『草集』の本文には、『大体』の「文章

『詩学草集』	『作文大体』
序	大江朝綱序
① 按題之事	第一 按題
② 五言之事	第二 五言詩
③ 七言之事	第三 七言詩
④ 四句之事	第四 句名
⑤ 句法之事	
⑥ 詩格誌大体事	
⑦ 对之事	文章有十二对
⑧ 調声之事	第七 調声・第八 翻音
⑨ 对句仕様之事	字对体
⑩ 調声図之事	第七 調声「略頌」？

江戸初期の漢詩作法書と詩学をめぐって（劉）

有「十二对」と「字对体」の二章が、それぞれ「对之事」と「对句仕様之事」の項に収められているが、小沢氏によれば、この二章がともに収載されているのは、『大体』各伝本の中、わずかに群書類従本系統下の諸本だけである、という。よって、『草集』は、群書類従本系統の『大体』を底本にしたことが分かる。

ただし、『草集』は『大体』の本文をそのまま引用しているわけではなく、原文を改編して解説を加える体裁を採っている。以下、『草集』各章の『大体』引用箇所とその改編内容について説明する。

序 前半は前述の通り『大体』の大江朝綱序の前半を下敷きにし、一部分言を改めている。後半は唐詩の略史を記すが、その内容は「唐詩訓解」から借用する（後述）。

① 按題之事 『大体』「第一 按題」の「経籍」を「釈経」に改め、「双関題」の内容を削り、『三体詩』の「四実四虚」論を援用して『作文大体』の「虚実」を解説する。

② 五言之事・③ 七言之事 『大体』「第二 五言詩」・「第三 七言詩」に載せられる『天宝集』『白氏文集』の例句を削除し、「二四不同二九・六对避下三連」という作詩規則の口訣の意味を詳細に解説する。また一聯の上句下句をそれぞれ「発句」「对句」と称する。

④ 四句之事 『大体』「第四 句名」の「発句」「胸句」「腰句」「落句」という句名を解説し、元代詩法の「起承転合」と結び付けている。しかし、『大体』のこの節では、一句が律詩の一韻であると明言し、後半では絶句を定義して「只有首尾二韻謂之一絶（只だ首尾の二韻のみ

有れば之を一絶と謂ふ」と説いている。『草集』では、この後半部分を削り、律詩の一韻と絶句の一句を区別しない。

⑤⑥は『大体』に該当する部分が存在しないので、詳細は後述する。

⑦対之事 『大体』「文章有二十二対」の「色対」「物対」「同対」「異対」「数対」「量対」「聯綿対」については、ほぼ原文通りに全部もしくは一部を引用する。ただし、「正対」「音対」「傍対」「義対」「双対」については、『大体』の原文から離れ、独自の解説を加えている。

例えば、「音対」については、『大体』では「一二三対先專朽。謂先字千音也。專字又千音也。朽亦九声也(一二三 先專朽)対す。先の字 千の音を謂ふなり。專の字も又た千の音なり。朽も亦た九の声なり」と説く。まず「二」と「千」、「二」と「千」、「三」と「九」は、「十二対」の中の「数対」に相当する。一方、「先」と「千」、「專」と「千」、「朽」と「九」は字音が近似しているので関連性を持っている。したがって、「千」の字音に近い「先」、同じく「千」の字音に近い「專」、さらには「九」の字音に近い「朽」は、それぞれ「二・二・三」と間接的に対となることを「音対」と見なし説明している。

しかし『草集』では、「音対者同音字対也、千專悉七如(音対とは同じ音の字を対するなり、千と專、悉と七の如し)」と説明し、この音対をただ字音が近い字が対になることと誤まって理解し、「千」と「專」、「悉」と「七」を音対の例と説明する。

この他、「傍対」「正対」「義対」「双対」の解説にも、両書の間にも異同が認められる。

⑧調声之事 前半では、『大体』「第七調声」の「凡調声者能調平他声之義也(凡そ調声とは能く平他(平仄のこと)の声を調ふるの義なり)」を引用(ただし文言は少し改めている)し、「韻字連也」を加えて、韻字を置く位置を説明する。さらに『大体』に載せる八種の平仄「略頌」を削った後、「八病」、「六義」、「二四不同二六対」、「平他の字音」等々多くの事項に触れてはいるが、丁寧な説明は加えられていない。後半では、『大体』「第八翻音」の「凡文字必有反音。反音必有二字。故略頌云、平上去入依下字、輕重清濁依上字(凡そ文字必ず反音有り。反音必ず二字有り。故に略頌云はく、平上去入 下字に依る。輕重清濁 上字に依る、と)」を引用するが、文言を少し改変している。

⑨対句仕様之事 『大体』「字対体」の五言対句十五例から、五つの場合のみを抜粋している。

⑩調声図之事 ○●で表記する詩の平仄図である。ただし、『大体』「第七調声」にある八種の平仄「略頌」を再編して○●に改めたものなのか、あるいは別の由来を持つものなのかは特定し難い。

このように、『草集』は『大体』を下敷きにした解説書という性格を帯びていると思われるが、⑤句法之事と⑥詩格誌大体事、さらには序の後半部分において、明らかに『大体』には含まれない文が挿入されている。そこで以下、それらの出典を検討して、本書の性質を説明する。

(2) 『唐詩訓解』の利用

『草集』の序文は、前述の『大体』の序を下敷きにした部分の後に、「高廷礼曰詩自三百篇以降（高廷礼曰く、詩は三百篇より以降）……」という内容を加えている。「廷礼」とは『唐詩品彙』の作者、明初の高棟（一三五〇～一四二三）の字である。

『唐詩品彙』を閲すると、『草集』の「詩自三百篇以降……故其所作亦異（詩は三百篇より以降……故に其の作るところもまた異なる）」という文言は、本書の王偁の序の中に含まれる。また、「略而言之、則有初唐晚唐中唐之不同……此中唐之再盛也（略して之を言はば、則ち初唐晚唐中唐の不同有り）」は、高棟自撰の「総叙」に含まれる。『草集』序文では、それぞれ文言の一部分を改変して引用している。

『唐詩品彙』は明代の中期以後、中国の詩壇に多大な影響を与えた。それゆえ、その序や本文中の序題は、別の詩字書に伝抄・再録されることが稀ではなかった。明代中期以後の詩字関連書を調べると、『草集』と全く同じように、『唐詩品彙』両序の一部分をそれぞれ引用するテキストが存在する。その一つが明後期の万曆四十六年（一六一八）頃に成立した唐詩選集『唐詩訓解』である。

『唐詩訓解』首卷「誦唐詩評」の冒頭には、「高廷礼曰」の一節があり、『草集』序の当該部分はその前半とほぼ同じである。さらに注意すべきは、『草集』序の「詳而分」之、「神竜以還」、「開元天宝間」、「大曆貞元中」という四箇所の前に、各々一字分の空格があることである。この空格は『唐詩品彙』諸本には存在しないが、『唐詩訓解』には同

じ箇所にやはり一字分の空格が見られる。よって、『草集』は『唐詩品彙』を直接引用したわけではなく、『唐詩訓解』の引用を書式もそのままに利用したことが分かる。

有木大輔氏がすでに指摘している通り、『唐詩訓解』は、明の建陽書商、余応孔が蔣一葵箋釈本『唐詩選』と唐汝詢『唐詩解』を改編して李攀竜・袁宏道の撰に仮託し、明の万曆四十六年（一六一八）に刊行した坊刻本である。いうまでもなく、まず先に『唐詩選』があつて初めて成立し得た書であるが、日本への舶来は『唐詩選』よりもむしろ早かつた。⁽⁸⁾ 本書は最初、田原仁左衛門という京都の板元によつて和刻されたが、和刻本の末尾に万曆本の蓮牌木記の模刻だけが見られるのみで、和刻の正確な刊期は不明である。しかし、劉芳亮氏の指摘したように、万治二年（一六五九）写の新刊書目録『新板書籍目録』には、『唐詩訓解』がすでに著録されているので、その和刻も万治二年以前のことである。⁽⁹⁾ 『草集』が和刻の『唐詩訓解』を活用したとすれば、本文の成立も万治・寛文期の前後と推定することができる。

(3) 『木天禁語』の利用

⑥「詩格誌大体事」では、『大体』には含まれない「一句問答之格」「一句對之格」「上三下三之格」「上応下呼」「上呼下応」「理順言倒体」「直書之格・一意格」「上四下三之体」の格目八つが列挙され、例句を挙げ解説が加えられている。

筆者の調査によれば、右に列挙した各格目の起源は元代の詩法書、

旧題范徳機の撰『木天禁語』の「句法」の一節である。張健氏の指摘したように、『木天禁語』には、史潜本・懐悦本・楊成本という三つの本文系統がある。¹¹⁾ その中には、明の成化十六年(一四八〇)に揚州知府楊成が刊行した『詩法』には、前の両系統と異なる『木天禁語』「句法」の本文が収録されている。筆者が各系統の『木天禁語』の当該部分を調査したところ、史潜本と懐悦本系統にある「上三下四」の格目が楊成本『詩法』¹⁴⁾では「上三下三」に作り、懐悦本の「語倒理順」又名險句は、史潜本と楊成本では「言倒理順」に作る。『草集』「詩格誌大体事」の「上三下三」と「理順言倒」の格目標記は、楊成本系統に最も近いことが分かる。

ただし、楊成本系統の『木天禁語』本文は、『草集』の成書以前に、すでに日本に伝承されていた形跡も残っている。臨濟僧大顛梵通所著、寛文六年(一六六六)刊『四六文章図』¹⁵⁾がそれである。この書は、主として駢体の文章作法を記す五巻の書物であるが、巻四は詩の作法を解説し、その「二句中十体」の項に、「一句問答体」「一句対体」「上三下三体」「上応下呼体」「上四下三体」「上呼下応体」「行雲流水体」「錯総体」「理順言倒体」「直書体」という格目が記されている。これらの標記それ自体も楊成本系統の『木天禁語』を利用したと考えられるが、第九の「理順言倒体」という標記と、史潜本・楊成本『木天禁語』の「言倒理順」とは、語順が逆になる。しかし、『草集』は『四六文章図』の標記とは全く同じである。よって、『四六文章図』も楊成本系統の『木天禁語』を用いたことが明かである。そして、『草集』

の「詩格誌大体事」は異文を持つ『四六文章図』の本文に最も近い。また、伝策彦周良撰『詩聯諺解』¹⁶⁾にも、「詩ノ一句二十体アリ」という一節があり、「問答体」「双対体」「上三下三体」「上応下呼体」「上四下三体」「上呼下応体」「行雲流水体」「錯総体」「理順言倒体」「真書体／十字一意」の格目があり、「上三下三」も「理順言倒」も、『四六文章図』ならびに『草集』と同一の標記である。

「上三下三」と「上三下四」は僅かに一字の違いに過ぎないが、『詩聯諺解』と『草集』は、『木天禁語』とは相異なる観点からこの異文を解説している。『詩聯諺解』では「上三下三字ヲ云テ、中一字ヲ虚字トス」と説き「上三下三」の構造を説明する。一方、『草集』では「上三下三体者、七言上三字下三字中、一字虚字置也。虚字者、物体不成字也。詩曰、一片西兮一片東。亦月泉之『菩提樹』之頌云、思其人也愛其樹(上三下三の体とは、七言の上三字、下三字の中に、一字虚字を置くなり。虚字とは、物の体に成さざる字なり。詩に曰く、一片は西にし 一片は東。また月泉の『菩提樹』の頌云、其の人を思ふ また其の樹を愛す)」と説き、『詩聯諺解』と同じく、中間の虚字一字で上下の各三字を繋げる句構成を指すと説明している。

一方、史潜本と懐悦本『木天禁語』の「上三下四」条では、「鳳凰楽奏鈞天曲 烏鵲橋通織女河(鳳凰の樂は鈞天の曲を奏で、烏鵲の橋は織女の河を通す)」の例句を挙げており、『木天禁語』では本来「奏」と「通」という実字と下の三字とが四字一体となる句構成を指してこう称し、『詩聯諺解』ならびに『草集』の説明と齟齬が生じている。

「上三下三」の異文が生じた、楊成本系統の『木天禁語』各本においても、例句の引用については別系統の各本と同一であるので、この異同は、基づく『木天禁語』の系統の相違によって生じたのではなく、むしろ『詩聯諺解』と『草集』の両者はともに江戸初期以前に成立した日本独自の解釈を継承していると考えられるべきではないだろうか。『四六文章図』に例句や解説は存在しないが、格目の標記が完全に一致するという点から見ると、同じ『木天禁語』の影響ではあっても、『詩聯諺解』と『草集』は、江戸初期に明の詩学書を経由して新たに伝えられた『木天禁語』のテキストを引用したのではなく、すでに室町期において受容されていた楊成本『木天禁語』の系譜とそれに対する日本独自の解説を受け継ぐものであった可能性が大きい。もし、『詩聯諺解』が奥書の通り、真に策彦周良の撰であつたならば、その起源は中世の五山禅林にまで遡る。

(4) 『詩学草集』の仏教的色彩

以上の考察によって、『草集』は江戸初期に成立し、平安中期成立の『大体』を下敷きにしつつ、それに明代の詩法を増補・援用する構成であることが明白となった。ただし、『草集』にはもう一つの顕著な特徴がある。それは、全体的に仏教色もしくは禅林の影響が見てとれる点である。

すでに述べたとおり、『大体』序の「弁四声、嘲其義（四声を弁じ、其の義を嘲る）」が、『草集』では「参詩如参禅（詩に参ずる 禅に参

ずるが如し）」に改変されたほか、「第一按題」の「出於経籍奥理者（経籍の奥理より出づる者）」は、『草集』では「出釈経之奥理等類（釈経の奥理を出づる等の類）」に書き換えられている。また、『大体』序に「若只誦経書、不習詩賦、則謂書厨子¹⁸⁾（若し只だ経書を誦するのみにして、詩賦を習はざれば、則ち書厨子と謂ふ）」とあるのに対し、『草集』では「経書」を「書」に改め、「若徒誦書、而不学詩賦、則更費言語（若し徒だ書を誦するのみにして、詩賦を学ばざれば、則ち更に言語を費やす）」と書き改めている。「経書」は「経籍」に同じく本来は儒家の經典類を指す。原序は、詩文に無関心で「経籍」ばかりを重視する近視眼的学問姿勢を戒める内容だが、『草集』序では「経書」を「書」に改めている。この改変はおそらく意図的なもので、仏典への軽視に繋がると読み取れる表現を極力控えるためのものであつたに違いない。

さらには、五山禅林に近い詩学的観点も多い。①「按題之事」は五山僧が広く依拠していた、南宋・周弼『三体詩』の「四実四虚」説を補い、⑤「句法之事」は同じく『三体詩』序の「至唐声律大備（唐に至りて声律大いに備はれり）」を引用する。『草集』が義堂周信を日本における杜甫祖述の第一人と主張したのも、五山僧の立場と同じである。⑥「詩格誌大体事」では、『木天禁語』の例句を、『三体詩』の詩、五山の万里集九「臥鷗」の詩と月泉祥洵の「菩提樹」頌²⁰⁾に取り換えている。さらに、⑤「句法之事」では、「意到」「句到」「語路」などの句意の論を解説しているが、これら句意の論は、早に五代の僧神叅の

『詩格』に見え、『五灯会元』所収の禪偈や語録にもしばしば見られるものである。また、前掲『四六文章図』巻四「作句六法」にも、「意到」「句到」「句到意到」「意到句不到」「句到意不到」「句不到意不到」の六法が列挙されている。句意の論によつて詩を品評する方法は、おそらく五山禪林の影響を受けたものであろう。

『大体』各本の奥書によると、本書は最初が公家、中世に至ると漸次真言宗の僧の間で伝抄された。神宮文庫蔵明德二年(一三九二)写『大体』の書写奥書に「明德辛未仲冬念七日、於接陽之豊島郡萱塾郷如意谷集雲禪庵」而重写焉。別洲叟²³とあることから、南北朝時代に大阪の禪庵が本書を所蔵していたことを確認できるが、『大体』が五山禪僧の作詩に普遍的に利用されていたか否かについては、未だ定かではない。また、『草集』の作者がただちに禪林と深い関わりのある人物であるとは断定しがたいが、少なくともこの奥書は、『大体』と禪林の間に確かに接点があったことを示唆している。

以上、『草集』の内容と特質について分析を試みた。同じく寛文年間、『童蒙詩式』(以下『童蒙』と略称)という詩作法書も現れたので、その特質を分析しつつ、両者の間にどのような時代的な特徴があるのかという問題についても併せて考察する。

三、『童蒙詩式』考——その作者と理念

前述の通り、本書の主たる部分は『氷川詩式』と『詩体明辨』の引用であることが伊藤善隆氏の考察により示されたが、作者に関して

は、「春洞(伝未詳)」とされている。

本章では『童蒙詩式』の作者を考察するほか、本書の特徴と文学史的な位置づけについて再考を試みる。ただし、現時点で筆者は『童蒙』の板本を確認する機会が得られていないので、伊藤氏による「翻刻『童蒙詩式』」の本文に基づいて考察を進める。

(1) 福井慮菴と慮菴春洞

『童蒙』の奥付には「予、宦游之暇、撰作詩式十二條。名曰、童蒙詩式矣。蓋为使彫虫之徒、可以言也。于時寛文羅御姑洗望日/平安後学慮庵春洞謹誌」とある。この「慮菴春洞」は、江戸初期の医者・福井慮菴を指すのではないかと筆者は考える。

『童蒙』の「一 平仄式」の本文には「閱甫曰、日本所伝之法、大体如此」という一文がある。「閱甫」はおそらく人の字号で、作者と交流のあった江戸初期の人物と推定できる。江戸初期に、「閱甫」の字号を持つ人物というと、古医方派の祖とされる名古屋玄医がいる。名古屋玄医は寛永五年(一六二八)生まれ、字は富潤または閱甫、晩年自ら丹水子と号した²⁴。

花輪寿彦氏に指摘がある通り、名古屋玄医は『金匱要略注解』のなかで、「吾師福井慮菴……」と記しており、名古屋玄医には福井慮菴という師がいた。さらには、寛文十二年刊の『閱甫纂言方考』「玄医方考序」には、「而有寿徳院門人福井慮菴者、先生知己也。故閱所其伝『知要一言』、『難経捷徑』、『隨身良法』、『玉版方』等書焉(而して

寿徳院の門人福井慮菴なる者有り、先生の知己なり。故に其の伝ふる所の『知要一言』、『難経捷徑』、『隨身良法』、『玉版方』等の書を閲す」とある。この「寿徳院」は、織豊時代から江戸初期まで生きた医者、曲直瀬道三の高弟・曲直瀬玄由である。⁽²⁵⁾

以上のように、玄医自身は慮菴との師弟関係を示唆する書き方をしているが、門弟は両者を「知己」という対等の関係と記している。玄医が慮菴から多くの学問的支援を得ていたことは間違いない。

右の資料の限りでは、福井慮菴と慮菴春洞が同一人物であると断言することはなおできないが、この問題を解決する鍵が次の資料にある。寛文初版『菅家文章』には、写本の発見から上梓までの経緯が簡略に記された跋があり、落款に「寛文七歳次丁未雙六月日洛陽後学慮庵福春洞謹跋」と記されている。「福」はいわゆる「福井」を中国風の一字姓に改めた可能性が高いので、「慮庵福春洞」は福井慮菴その人を指していると考えられる。つまり、名古屋玄医の師である医者「福井慮菴」と、「閔甫」をよく知る「童蒙」の作者「慮菴春洞」と、さらには『菅家文章』跋を書いた「慮庵福春洞」は同一人物であり、慮菴という号をもつ福井春洞の人物像も幾らかは明らかになる。

当時の医者にとって、漢文は当然身に付けなければならぬ学問であった。特に曲直瀬道三は若い頃から『三体詩』と黄庭堅の詩文を習っていたので、これは曲直瀬一流の医学講義によって普及した可能性がある。また、名古屋玄医にも、やはり『杜律諺解』という著作があったらしい。⁽²⁷⁾ 医師である慮菴が詩学に心をひかれ、詩集の蒐集と詩

学書の編纂に従事したのも、このような当時の医師の学問環境を考慮すれば、けつして不自然なことではない。

(2) 『童蒙詩式』と明代詩学書の伝来——『水川詩式』を中心に

前述の通り、『童蒙』は主に『水川詩式』を基礎とし、『詩体明辨』によって補足した書である。しかし、この二書以外の書から引用した箇所をなお指摘できる。

第一に、「**一**平仄式」冒頭の「蔡虚齋曰……」の一節は『四書蒙引』⁽²⁸⁾ 卷十二「声律之理」の節からの引用である。第二に、「**十二** 作詩式総論」の「馬伯庸曰、四方偏氣之語……」の一節は、そもそも『木天禁語』「音節」が初出であるが、明代の詩法彙纂書に広く抄録され、本文の異同も流布の間に生じている。前述の三つの系統の『木天禁語』と『学範』『水川詩式』『唐詩訓解』『鍾伯敬先生硃評詞府靈蛇』の当該節を比較すると、『童蒙』の本節は「東夷西戎、南蛮北狄」「互相憎惡」「皆不可用」「四方之人、皆喜於『習説』」の異文を削った『唐詩訓解』所収の本文のみに全く同じであるので、『唐詩訓解』からの引用に違いない。第三に、同じ「作詩式総論」の『西清詩話』載少陵詩云、作詩用事要如釈語……（『西清詩話』少陵の詩を載せて云く、作詩事を用ゆる 釈語の如きを要す）と『驪唐文集』⁽²⁹⁾ 危積（積）逢吉曰、詩不可強作（危積逢吉曰く、詩を強ひて作るべからず）の二条は、明代の詩法彙纂書には見出せないものの、何れも『詩人玉屑』に見える。

『董蒙』には、『詩人玉屑』と『唐詩訓解』が一部引用されているが、なぜそれらを中心に全書を構成するのではなく、『氷川詩式』と『詩体明辨』の両書を主に利用したのであるか。さらには、『董蒙』全書の大半を占める「**二**絶句式」から「**九**奇格式」までの部分は、『氷川詩式』の「定体」部分、則ち卷一と卷二に相当する。『董蒙』では、『氷川詩式』には存在せず『詩体明辨』にのみある「和韻」の解説を補って「**五**和韻式」を作り、また『氷川詩式』の引用である「**八**聯句式并集句」、「**九**奇格式」に、『詩体明辨』から幾つかの解説を引用し増補している。なぜ『詩体明辨』による増補がすべて『氷川詩式』「定体」に相当する部分に集中するのであるか。この点に関しては、両書が示す新しさに注目すべきであろう。

『氷川詩式』「定体」は詩体によって分類し、各体の下に序題と例句を掲げる体裁で、『詩体明辨』と同じく、弁体の総集という性格を帯びている。弁体類の総集は、明・呉訥の『文章辨体』や明・徐師曾『文体明辨』が代表的なものであり、その体裁は、『詩人玉屑』や元代の詩法彙纂書に比べると、より体系的であり、整然としている。『氷川詩式』と『詩体明辨』とは、体裁・体系の類似性があり、それゆえ簡単に組み合わせることができた。おそらく慮菴は、両者の構造上の類似性を発見し、『詩体明辨』によって『氷川詩式』を補うことを試みたのであろう。

『氷川詩式』には、嘉靖二十八年(一五四九)刻本、隆慶四年(一五七〇)刻本と万曆三十七年(一六〇九)刻本がある。⁽²⁹⁾嘉靖二十八年刻本

は、作者梁橋の弟梁相が対校し、友人の張渙が序を記したが、当時大きな反響がなかった。⁽³⁰⁾しかし、梁橋の甥の梁夢竜は、嘉靖三十二年(一五五三)に進士に及第し、隆慶四年に巡撫として山東に赴任した際、伯父の願望を実現するために、中州の宗室で当時著名な刻書家朱睦㮮に本書の刊行を依頼し、さらに進士王舟等の六人に対校を依頼し、官員の査志立、潘允端と宗室の朱観燾に後序を求めたほか、梁夢竜本人も末尾に題辭を記した。梁夢竜の社会的地位と周到な出版計画、実行力とにより、隆慶本『氷川詩式』は、校勘ならびに刻字が当時の関連書の水準を遙かに超えて優れていたため、当時の人士の信頼を集め、世に広く流布した。万曆の初め、張居正が内閣を主宰し、門生であった梁夢竜も、すぐ薊遼総督の要職に就いた。⁽³²⁾その影響力もあつて隆慶四年の後にも、続々と印刷された可能性が高い。

『四庫提要』は『氷川詩式』を存目に置き、その「旧説を雜録」し、「參するに臆見を以て」した点と「増すに杜撰の体を以て」した点とを厳しく批判したが、これはあくまでも清朝の四庫館臣の立場に基づく評価に過ぎない。前述のように高級士大夫が主体的に出版した『氷川詩式』は、江戸初期に舶来された時にも、かなり権威のある本として日本人の注目を集めたであろう。隆慶本を底本にした和刻本『氷川詩式』も当時の詩壇に高く尊重されたことは想像に難くない。

古代より脈々と受け継がれ、不整合な体系を持つ『大体』と、駁雑な様相を呈する『詩人玉屑』等の詩学書は、作詩の階梯を分かりやすく明示的に記したのではなく、雑駁な内容が盛り込まれているた

め、初学者にとって決して利用しやすい書物ではなかった。『水川詩式』の朱観煇後序は、多分に梁夢竜への世辞という性格を帯びるとはいえ、「自鍾參軍『詩品』之後、詩法・詩格、詩談諸書各樹門戸。而『玉屑』稍備、亦漫無統紀（鍾參軍が『詩品』の後より、詩法・詩格・詩談の諸書各おの門戸を樹つ。而して『玉屑』稍や備はるも、亦た漫にして統紀無し）」と、この書の体系性を称賛している。この称賛は、おそらく江戸初期の、漢詩創作に勤しむ人士の賛同を勝ち得たに相違ない。

ただし、和刻本の『水川詩式』自体は十卷七冊なるもので、漢詩創作の初心者にとっては分量が甚だ多い。よって、さらに要約され、実用に供せられるものが望まれていたであろう。一方、伝来した漢籍を要約することには、八十四卷の『文体明辨』から抄出した二卷本『文体明弁粹抄』の前例がある³⁴。おそらく慮菴は、作詩人口の拡大に伴う書物需要の変化を鋭く察知でき、同じような編纂方法で『水川詩式』の「定体」部分等を抜き出して一冊の『童蒙』にまとめて刊行を試みたであろう。

四、中世から近世への過渡期的漢詩作法書

江戸初期の詩風はまだ五山の影響が大きい、という通説があるが、作詩の基礎的参考書である漢詩作法書が、中世から近世へどのように変化してきたのかについては、研究成果に乏しく、なお調査・分析が待たれる課題が多い。本稿で採り上げた『草集』と『童蒙』の二書は、荻

生徂徠提唱の古文辞派発生以前に成書刊行されたものであり、総じて中世から近世への移行期における過渡期的特徴を有している。

『草集』は古代から伝来した『大体』の伝統を下敷きにするとはいえ、前述の通り、中世の禪林詩学の影響を受け、さらには江戸初期に新たに伝来した『唐詩訓解』の所説を加える、という多層構造に大きな特徴がある。

『童蒙』には、『詩人玉屑』由来の二条を除き、中世詩学の要素は含まれないが、その按語には不確かな解説がしばしば見える。例えば「十一 詩病式」の末尾に、「按日本所用挿越格、氷川氏未論之。疑此方窃為之格歟。抑有所拠乎（按ずるに日本用ふる所の挿越格、氷川氏未だ之を論ぜず。疑ふらくは此の方窃かに之を格と為すか。抑そも拠る所有るか）」と述べ、「挿越格」、すなわち挟平はさみひらの信憑性を疑がっているが、これは明らかに作者の誤解である。例えば延宝六年（一六七八）刊『詩律初学鈔』後卷の「七言絶句二第三ノ句ニ挟声ト云アリ」条には、中唐・嚴維の「丹陽送韋參軍」詩と中唐・于鵠の「溪南書齋」詩を引いて挟平の実在を論じており、延宝七年（一六七九）序『初学詩法』「律詩絶句用韻法第五」条においても、挟平は中国の詩法書には明記されないものの歴代の絶句律詩に多く用いられている事実を指摘し、その方法についても詳細に解釈している。

これら次世代の詩作法書に比べて、『童蒙』は他の詩学書をほぼそのまま抄録することが多く、一から書き下ろしたのではないため、初学者にはそもそも分かりにくく理解が難しいものであっただろう。

しかも、右のように誤謬を含む場合もある。この点は、中世の禪林詩学の伝統から離れようとする傾向を内包しつつも、新たに伝来した詩学を取り入れようにもなお不完全な形でしか対応できなかった、という過渡期的な性格を示している。

つまり、多重構造の保守性を残したままの『草集』と、医師という非専門の詩学学習者によって作られた『童蒙』は、編集の姿勢・方向性が大きく異なり、前者はより多く保守性を内包し、後者はより多く革新性を内包する。とはいうものの、後者に垣間見える革新性も後続の類似書と比較すると、明代詩学の成果を十全には消化できていない憾みが遺り、なおも不徹底である。よって、両書の内実は好対照ともいえるが、いずれも江戸初期の、中世から近世への過渡期的な性格を帯びるといって共通しているのである。

延宝期(一六七三〜八〇)の後半に至ると、山本洞雲『詩律初学鈔』、柿原篁洲『詩法授幼抄』と貝原益軒『初学詩法』という三書が相次いで刊行された。前二者はともに漢文訓読体で書かれ、しかも三者はすべて簡単な抄録ではなく、明清の詩法彙纂書を中心として、より全面的、かつまた精密に解説を加えている。この三書の成立年代は、松下忠氏が総括した江戸詩壇の時期区分、いわゆる延宝七年(一六七九)末を江戸詩壇の第一・二期の境界線とした四分論³⁵⁾に、ほぼ一致する。この点も、きわめて興味深い現象である。

おわりに、作詩層の拡大と新しい詩学書の舶来ならびに受容が進むにつれ、延宝期(一六七三〜八〇)以後の漢詩作法書は、量的にも質

的にも大きな変貌を遂げる。江戸中期に入り、荻生徂徠の古文辞学派が盛行すると、韻律をめぐる考証を本格的に展開する書も現れて、漢詩作法書にもまた新たな局面が生まれる。これら一連の変化については、稿を改めて論じることにはしたい。

注1) 『童蒙詩式』奥付に「于時寛文羅御姑洗望日」とあり、「姑洗望日」は三月十五日を指すと考えられるが、「羅御」の意味は不明。伊藤善隆氏「翻刻『童蒙詩式』」(『初期林家林門の文学』古典ライブラリー、二〇二〇年三月、三四一―三七〇頁)は「寛文羅御姑は寛文三年」と主張するが、依拠が記されていないため、本稿は具体の刊年を未詳とする。

(2) 上野洋三「詩の流行と俳諧」(『芭蕉論』筑摩書房、一九八六年十月、二七三―三〇二頁)

(3) 『童蒙詩式』考―近世前期の漢詩作法書一斑―(同註一伊藤著書、二一九―三三六頁)

(4) 『作文大体』の冒頭に大江朝綱の落款を持つ序文があるが、序文の終わりのほうに「号曰倭注切韻」とあるので、元は『倭注切韻』という書の序かもしれない。

(5) 『群書類従』第九輯、卷百三十七「文筆部」十六(統群書類従完成会、一九九二年九月、三五二―三七二頁)

(6) 小沢正夫「作文大体」の基礎的研究」(『愛知県立女子大学説林』第十一号、一九六三年九月)

(7) 『群書類従』の底本が代表する本文系統を指す。

(8) 有木大輔「明末福建における『唐詩選』類本の営利出版」(『唐詩選版本研究』好文出版、二〇二三年七月、二五―四五頁)

(9) 弥吉光長『未刊史料による日本出版文化 第四卷・江戸出版史―文芸社会学的結論』(ゆまに書房、一九八九年七月、五〇―六頁)

(10) 劉芳亮「唐詩選」在日本の流行及其原因再論」(『解放軍外国語学院学報』第三十四卷第三期、二〇二一年五月、二〇―二六頁)

- (11) 張健『元代詩法校考』(北京大学出版社、二〇〇一年一月、一三五—一八三頁)
- (12) 陳広宏、侯栄川編校『明人詩話要籍彙編』詩法卷一(復旦大学出版社、二〇一七年六月、一四九七—一五七九頁)
- (13) 国立公文書館内閣文庫蔵林羅山手校本『木天禁語』と東京藝術大学附属図書館蔵天保十一年(一八四〇)翻刻本『木天禁語 附載詩法源流』を利用する。
- (14) 中国国家図書館蔵、明刊『詩法』五卷本。
- (15) 早稲田大学図書館蔵、五冊本。
- (16) 祐徳稲荷神社中川文庫蔵写本と堀川貴司氏の翻刻文(伝策彦周良撰『詩聯諺解』、『続五山文学研究 資料と論考』笠間書院、二〇一五年五月、二八三—三〇四頁)を利用する。
- (17) 『詩聯諺解』の享保二十年(一七三五)井上敬治元奥書に、「此書一冊策彦之撰也」とある。
- (18) 書厨子は本箱の意味で、ここは儒家經典を読むだけで詩賦を作れない人のたとえであろう。
- (19) 「萬里」臥鷗詩曰、鷗独似誰謝安石、云云(『詩学草集』「詩格誌大体系」)。「梅花無尽蔵」第二卷「臥鷗亭」詩(「梅花無尽蔵注釈」第一統群書類従完成会、一九九三年三月、六四七頁)には、当句が「鷗一似誰謝安石」とある。
- (20) 「菩提樹」の頌は、国立公文書館内閣文庫蔵写本『月泉和尚偈頌』に収録される。
- (21) 張伯偉『全唐五代詩格彙考』(鳳凰出版社、二〇〇二年四月、四八六—四九五頁)
- (22) 例えば『五灯会元』卷十一「葉景帰省禪師」と卷十九「開福道寧禪師」条。
- (23) 同註五。
- (24) 花輪寿彦「名古屋玄医について」(『近世漢方医学書集成・名古屋玄医』名著出版、一九八四年五月、七—八四頁)
- (25) 西村義明「寿徳院玄田の閲歴について」(『日本医史学雑誌』第四六卷第二号、二〇〇〇年六月、一一九—一五三頁)
- (26) 町泉寿郎「近世日本の医学にみる「学び」の展開」『日本漢文学研究』第七号、二〇一二年三月、五三—七八頁)
- (27) 花輪氏の指摘により、玄医の弟子が写した『宜春全書』には「杜律諺解」一書が収録されたが、『全書』の所蔵が明記されていないため、本文は未確認。
- (28) ハーバード大学燕京図書館蔵明刊本『四書蒙引』による。
- (29) 連文萍「以詩学著述建構自我價值——論梁橋『水川詩式』与明代詩学面相」(『漢学研究』第二十二卷第二期、二〇〇四年十二月、九五—一九頁)も刊行の経緯を詳しく整理した。
- (30) 隆慶本『水川詩式』の查立志後序に「已而大中丞公慮刻久湮没」と「詎以不得大顯於世、為先生扼腕也哉」とある。
- (31) 明代語藩の刻本には、精本が多いと言われている。詳しくは昌彼得「明藩刻書考」(『版本目錄学論叢』学海出版社、一九七七年八月、三九—一〇三頁)にある。
- (32) 『明史』卷二二五・列伝第一一三「梁夢竜」条。
- (33) 『四庫全書総目』(中華書局、一九六五年六月、一八〇—二頁)
- (34) 清水茂氏の指摘によると、野間静軒(三竹)は寛永十九年(一六四二)に木活字で『文体明弁粹抄』を刊行したが、整版の出刊は寛文元年(一六六一)である。『日本古典文学大辞典』第五卷(岩波書店、一九八四年一〇月、三七八頁)を参照。
- (35) 松下忠「江戸時代詩壇の時期区分と詩人の選出について」(『江戸時代の詩風詩論—明・清の詩論とその摂取』明治書院、一九六九年三月、六一—二頁)

付記

本稿は中国国家留学基金の助成を受けたものである。多くのご教示・ご指導を賜った内山精也氏、堀川貴司氏、堀誠氏、高橋智氏、そして資料の閲覧と引用をご許可下さった各蔵書機関に深謝申し上げる。